平成２５年（フ）第３６１号
神奈川県厚木市上落合684番地　田園プラザ壱番館202、旧住所神奈川県厚木市長谷373番地３　エルディム神崎205
債務者　絹村　定則
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４５号
京都府亀岡市大井町並河２丁目17番20号北ハイツ７号室
債務者　小清水力也
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第２４６号
大阪府泉南市樽井６丁目９番38号
債務者　湯川　将司
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３６６号
大阪府岸和田市藤井町２丁目16番26―506号、前住所大阪府岸和田市荒木町２丁目14番13―305号
債務者　松末　信夫
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３６７号
大阪府岸和田市藤井町２丁目16番26―506号、前住所大阪府岸和田市荒木町２丁目14番13―305号
債務者　松末美知子
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３７９号
大阪府岸和田市土生町712番地　サニーハイツＡ棟202号、前住所大阪府泉南市信達市場1011番地　伸栄荘７号室
債務者　喜孚田啓司
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４０９号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地53棟506号
債務者　中井美智代
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４１４号
大阪府泉佐野市高松西１丁目2021番地の１―Ｄ―101
債務者　髙橋　理絵
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４１５号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡南３丁目11番25―403号、住民票上の住所堺市西区上630番地34
債務者　黒木　正広
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４１９号
大阪府和泉市今福町１丁目16番１号Ｃ―201
債務者　越智　　昂（旧姓硲・丹波）
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４２１号
大阪府阪南市鳥取965番地―106号、前住所大阪府阪南市光陽台２丁目26番４号
債務者　山本　祐策
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４２４号
大阪府貝塚市王子476番地36
債務者　畠中　礼子
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２０４号
香川県さぬき市大川町富田中383番地３
債務者　柏原　朋美（旧姓山北）
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１１１号
香川県善通寺市善通寺町2589番地２
債務者　飛田さつき
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第６０号
香川県丸亀市中津町201―１、住民票上の住所香川県善通寺市吉原町2657番地１
債務者　白井　克彦
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第６４号
香川県善通寺市吉原町1380番地14
債務者　竹森　友子
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第７２号
香川県坂出市府中町6155番地56
債務者　赤木　髙浩
1　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで　高松地方裁判所丸亀支部